

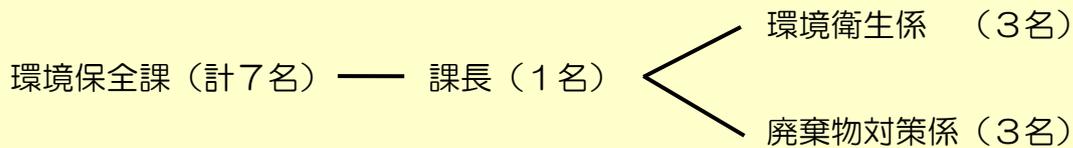


“環境保全課の業務概要(取組)紹介”

環境保全課の編成

今回の「環境だより」では、環境保全課について紹介させていただきます。

環境保全課は「環境衛生係」と「廃棄物対策係」の2つの係から成り立っています。



環境衛生係の業務内容 (内線 2442・2443)

《生活排水対策について》

家庭から出る生活排水が川を汚す大きな原因となっています。町では「鬼北町下水道化基本構想」等により、区域を農業集落排水処理区域と浄化槽整備区域に分け、それをもとに農業集落排水への接続や浄化槽整備の推進を行います。



【区域】

◎農業集落排水処理区域

⇒ 新田・近永西部・清水・奈良・幸田・川口地区

◎浄化槽整備区域

⇒ 農業集落排水処理区域以外の地区が該当

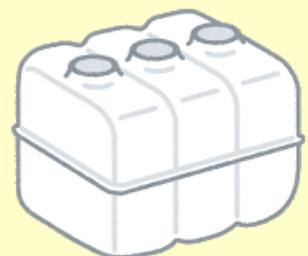
【排水施設】

◎農業集落排水施設

大型の浄化槽のようなもので、各家庭からの全ての生活雑排水（し尿含む）を下水管（町管理）へ通し、処理場まで送りまとめて浄化します。浄化処理した水は、水路を通じて河川へ放流します。

◎浄化槽施設

家庭からの全ての生活雑排水（し尿含む）を屋外に設置した浄化槽に流し込み、微生物の力により分解処理を施し、浄化処理した水は、水路を通じて河川へ放流します。



【整備費用】

◎農業集落排水整備の工事費

下水管本管からの管の取り出し及び宅内配管は個人負担となります。

◎浄化槽施設整備の工事費

浄化槽の設置工事については町で実施し、基準工事費までであれば、工事費の1割を負担金としていただきます。浄化槽以外の宅内配管については個人負担となります。（維持管理に必要なプロアーの電気代は個人負担となります。）

※基準工事費とは、家屋の面積等により浄化槽設置工事の種類（5人槽、7人槽、10人槽）が分けられており、基準となる金額がそれぞれに設定されています。

【加入負担金・使用料】

農業集落排水施設	加入負担金	⇒	一般家庭 385,000 円		
	使用料	⇒	一般家庭	基本額	一戸当たり 1,980 円
				人数割り	一人当たり 660 円

浄化槽施設	加入負担金	⇒	無し		
	使用料	⇒	一般家庭	基本額	一戸当たり 1,980 円
				人数割り	一人当たり 660 円

※浄化槽に関する維持管理費用は町が負担します。

【処理能力】

農業集落排水及び浄化槽の処理能力はおよそ90%です。各家庭から出る汚れを40gとすると処理後は4gとなって水路へと放流します。

水質検査



浄化槽清掃



《 自然環境の保全について 》

環境保全活動として、皆様にご協力いただいております広見川統一清掃の計画、町内各所（19箇所）の河川で水質保全のため水質検査の実施、「エヒメ AI-1」（環境浄化微生物）の普及活動の推進に取り組んでいます。

また、年3回（7・11・3月）、町内7箇所で空中の放射線量測定を行っています。水質検査や放射線量の数値については、広報又はホームページで公開します。

広見川統一清掃



水質保全



放射線量測定



廃棄物対策系の業務内容（内線 2441）

《 動物愛護について 》

犬の登録、狂犬病予防及び野良犬対策に関する業務です。
新しく生まれた犬、譲渡により取得した犬の登録、死亡や転出による抹消を行います。

犬の飼い主の方には町で実施する狂犬病予防注射案内書の送付を行います。

また、野良犬が出没した場合は捕獲を行います。



野良猫についてのお問合せも受け付けます。野良猫は、法律により捕獲などができませんので、野良猫が近寄らないように追い払っていただくなど、個人での対応をお願いするしかありません。

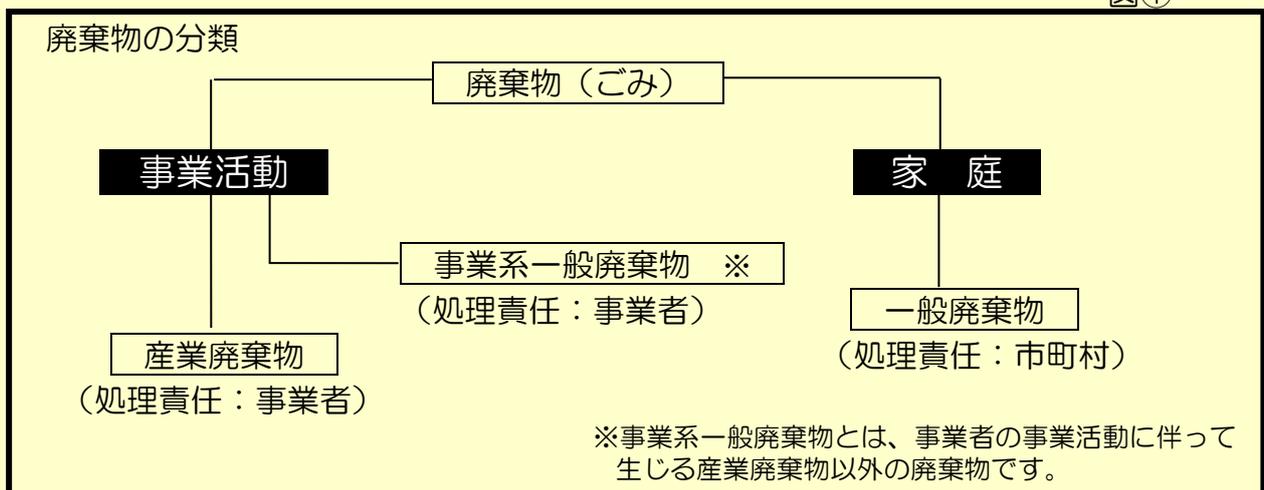
環境保全課では、猫を追い払う効果が期待できる機械の貸し出しや、飼い犬・猫、野良猫に対する避妊等手術に対する補助金を設けていますので、ぜひご活用ください。

《 ごみ処理について 》

廃棄物（ごみ）の処理を主とする業務です。廃棄物は図①で示すように家庭から出される「一般廃棄物」と事業活動により生じる「産業廃棄物」に分かれます。同じ廃棄されるごみですが出される場所や質により分類されています。

鬼北町は一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ、ビンカン、ペットボトル、資源ごみ、粗大ごみ、し尿、汚泥、に分類し、これらの収集運搬業務と処分業務を行っています。

図①



また、各地域から推薦を受けた環境保全推進員にご協力いただき、不法投棄等に関する情報の収集や生活環境保持、河川環境保全等のための巡視等を行っています。不法投棄や放置自転車などの連絡（通報）があった場合には調査を行います。



《 ごみの減量化・リサイクルについて 》



ごみの中には、再利用が可能な物もあり、リサイクルのために資源ごみの回収にも取り組んでいます。また、ごみ削減の観点から「食品ロス削減」を推進しています。「食品ロス」とは、まだ食べられる食品が捨てられることを言います。食べきれぬ分だけを購入することで大切な食べ物を無駄なく消費し食品ロスを減らして環境面や家庭面にとってもプラスになるような工夫に取り組んでいただくよう「おいしい食べきり運動」の普及を図っています。

資源ごみとして回収しているものには「蛍光灯」、「乾電池」、「古着・古布」、「廃食用油」、「小型家電製品」があります。どの資源ごみも家庭から出たものについては無料で回収しています。回収場所は品目により異なりますので、「家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットにてご確認ください。

水銀を使用した体温計や血圧計については通常の燃えないごみとしての処分は困難であり、破損により水銀が漏れ出すと危険ですので、直接環境保全課までお持ち込みください。



《 再生可能エネルギーについて 》



地球温暖化防止に向けて、省エネや節電対策及び再生可能エネルギーの導入促進のため啓発推進しています。再生可能エネルギーの普及として、太陽光発電システム、蓄電池システム、燃料電池システム、ゼロ・エネルギー・ハウスを設置する際の補助金制度がありますので、ご活用ください。

《 外来生物について 》

食用または愛玩目的として海外から持ち込まれた外来生物で、生態系、人の生命身体、農林業に被害を及ぼすおそれのあるもののうち「特定外来生物」として指定された動植物は、飼育、栽培、保管、運搬、輸入が規制されています。町内で特定外来生物が発見された場合は愛媛県と共に調査し、捕獲・駆除の対象となります。

愛媛県内でもアライグマによる農作物の被害が報告されており捕獲に至っています。県内で特に問題となっているのが、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ、ヒアリ、アカミミガメなどです。発見した場合は安易に近づくと負傷するおそれがありますので、環境保全課までご連絡ください。



本内容での不明な点についてのお問い合わせは下記までお願い致します。

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係または廃棄物対策係まで

電話0895-45-1111（内線2441～2443）